

医療法第 70 条の 2 の規定による地域医療連携推進法人の
認定申請にかかる「医療連携推進方針」に対する意見について

■対象となる法人

法人名：一般社団法人淀川ヘルスケアネット

代表理事：吉井 勝彦

所在地：大阪府大阪市西淀川区福町三丁目 2 番 3 9 号

社会医療法人愛仁会千船病院内

医療連携推進地域：大阪市二次医療圏（西部基本保健医療圏）

医療連携推進方針：別紙のとおり

■認定要件

地域医療連携推進法人制度は、地域医療構想を達成するための一つの選択肢として創設された制度であり、認定された当該法人は策定した「医療連携推進方針」に沿って、医療連携推進業務を行うことが求められます。

大阪府としては、医療連携推進方針、医療連携推進業務の内容、当該法人の構成要件（参加法人数、社員・役員の構成、経理的・技術的要件、議決権等）、地域医療連携推進評議会の設置等の要件について審査します。

■大阪府大阪市西部保健医療協議会の意見聴取について

令和 4 年 1 月 6 日に開催された大阪府大阪市医療・病床懇話会において、一般社団法人淀川ヘルスケアネットから認定申請について説明を行いました。

大阪府では、地域医療連携推進法人の認定申請があった場合、大阪府医療審議会医療法人部会に諮問したうえで認定を行うこととしていますが、同部会への諮問に際しては、当該法人の所在する二次医療圏における保健医療協議会に「医療連携推進方針」の内容について意見聴取し、当該圏域の意見を添えて諮問することとしています。

■意見について

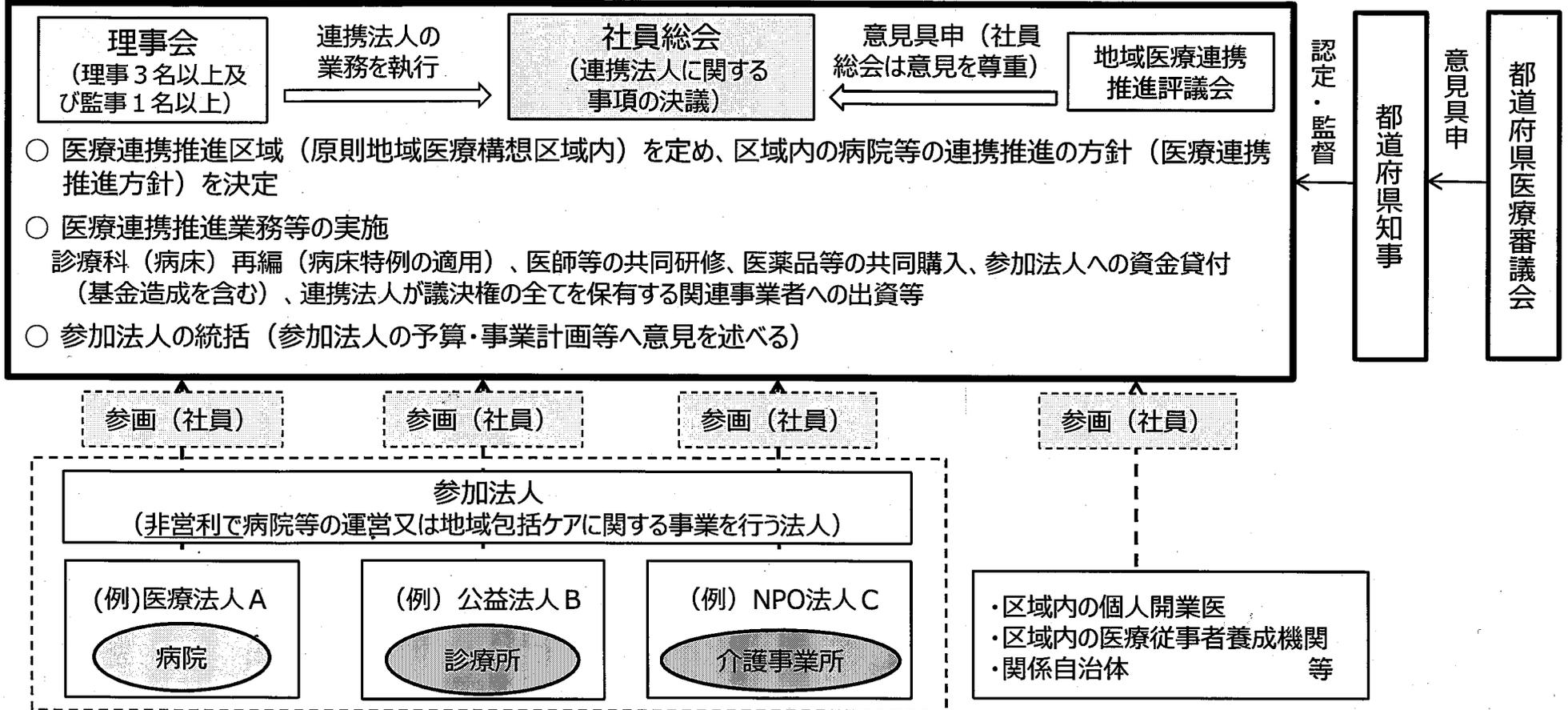
一般社団法人淀川ヘルスケアネットの「医療連携推進方針」について同意の賛否（同意の条件を含む。）について、お伺いします。

地域医療連携推進法人制度の概要

(別紙)
※厚生労働省HPより

- ・医療機関相互間の機能分担及び業務の連携を推進し、地域医療構想を達成するための一つの選択肢としての、新たな法人の認定制度
- ・複数の医療機関等が法人に参画することにより、競争よりも協調を進め、地域において質が高く効率的な医療提供体制を確保

地域医療連携推進法人



- 一般社団法人のうち、地域における医療機関等相互間の機能分担や業務の連携を推進することを主たる目的とする法人として、医療法に定められた基準を満たすものを都道府県知事が認定(認定基準の例)
 - ・ 病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院のいずれかを運営する法人が2以上参加すること
 - ・ 医師会、患者団体その他で構成される地域医療連携推進評議会を法人内に置いていること
 - ・ 参加法人が重要事項を決定するに当たっては、地域医療連携推進法人に意見を求めることを定款で定めていること